

『正法眼蔵那一宝』成立考

小坂機融

一

『正法眼蔵那一宝』（一七九二刊）は、周知の如く永平『正法眼蔵』に対する注解書であるが、この『那一宝』は少なくとも次の点において特に注視されている。即ち『正法眼蔵』全文開版の嚆矢をなすものであり、且つ注解書の開刻としても最初のものである点である。『那一宝』の著者父幼老卯（一七二四—一八〇五）は『正法眼蔵』を秘宝視して僧俗四衆の看読を拒むことの理なきを指摘し、此れが四衆に解放されることを主張して、自が派祖天桂伝尊（一六四八—一七三五）が果さんとして果し得なかつた宿願を、当時の『正法眼蔵』開版禁止令下にあつて敢えて刊行したものであつた。また『那一宝』は江戸期における曹洞宗学の激越を極めた論諍の中にあつて非常な腐心を尽した労作でもあつた。それは派祖の主張とそれに対する批判との渦中にあつて理によってこれらを共

に超えようとした見遁すことのできない注解書がこの『那一宝』であると云われているからである。⁽²⁾

然しかかる意義を有ちながら、この書の刊行は禁制に触れる行為としてその流布が停められ、現在その版木の行方が知られざるばかりでなく、版行された『那一宝』は全国に四本を数えるのみであつて、⁽³⁾容易に手にすることができない状況にあることは誠に遺憾の極みと云わざるを得ない。ここに更めてこの書の成立段階を問い直すのは、その不遇を云々するためではなく、従来『那一宝』の撰述に対する諸評価に稍や正鵠を欠く点が出て来たことに気付いたからである。詰りそれは、この書に纏わる諸典籍を検討するに至つて、特に天桂の『正法眼蔵辨註』との関わりにおいて明確に整理して置かなければ、その評価が適当しないことになるので再検討して置きたいのである。

〔註〕

(1) 『正法眼蔵那一宝』第二十二「跋文」(『永平正法眼蔵菟書大成』十六、七二六頁)。

(2) 永久岳水「『正法眼蔵那一宝』について」(『菟書大成』十六、「解題」、七三〇頁)。

(3) 鏡島元隆著『道元禅師とその門流』「天桂派下の思想」一三七頁。

二

先ず、これまでの『那一宝』への評言の主なものを掲げて問題点を見ることにしたい。『那一宝』は天桂下四世の法孫父幼老卵が、宇治の興聖寺在住中に天桂の『辨註』を祖述し、且つ新たに自己の見解を以って彫琢を加えたものであり、具体的には当時として涉獵し得られる限りの異本を尋覓した結果、『正法眼蔵』について義雲の六十巻本を唯一の証本と仰ぐ『辨註』の立場に留まることができず、また『辨註』の激越と『正法眼蔵』の懇切の間に立ってその調和に腐心し、『辨註』の大胆な本文批評を改訂し、『正法眼蔵』の編輯については全く反対派の主張に合流するに至ったと云われて来たのである。⁽¹⁾このような『辨註』と老卵および『那一宝』との関わりについての見解に誤りがあるとは云えない。然し問題は、この変容が総て老卵に帰せられ、『那一宝』独

自の立場として認識されている点にあるのである。これは従来の版本の『辨註』、或はその底本となった未削除の『辨註』⁽²⁾を対象として『那一宝』を見る限り、この見解はそのまま容認されて然るべきである。然しながら『辨註』について少しく精査して行く時、『辨註』なる『正法眼蔵』の註解書には複雑な事情の存することに行き当るのである。この点については已に検討を加えたのであるが、これを要約すれば、天桂晩年の労作『辨註』は享保十五年(一七三〇)に一応の完成を見たのであるが、開刻して流布せしめることが許されなかったため、その内容は固定されず、天桂の臨滅まで擱くことなく推敲訂正校合が続けられることになった。それは理の極を窮めようとする天桂の精神であったのであるが、同時にこの精神はその派下に継承されて『辨註』の完全化が絶えず続けられていったのである。そしてその内容は異本校合による『正法眼蔵』本文の完備であり、引証の典籍の考証であり、他の批判に耐えうる『辨註』を完成させる努力となったのである。この結果、『辨註』に各種の段階のもの、即ち諸々の異本を生み、祖翁天桂の主張を超えるものまで生ぜしめることになったのである。これら多くの異本について検討整理する時、次のように大別することができると思う。

(一) 天桂の真本—竜水の真本—版本

(二) 天桂の真本—玄端下の改訂本—那一宝稿本⁽⁴⁾

この二系列の中、(一)については既に『永平正法眼蔵菟書大成』十六に於いてはほぼ全貌が明らかにされたのであるが、(二)については未だ部分的な紹介に止まっている段階にある。『那一宝』の成立過程を見る上には何うしてもこの(二)の系列の全体が明らかにされなければならない。従来「那一宝稿本」の内容は公にされていなかったのであるが、「玄端下の改訂本」についてもその「凡例」⁽⁶⁾についてのみ注意が払われただけで、その内容の比較検討がもう一つ充分になされなかった。それ故に『辨註』から『那一宝』への移行を把握するのに未だ充分ではなかったのである。

〔註〕

- (1) 『正法眼蔵註解全書』別巻「内容書目解題」五三頁、および鏡島元隆著『道元禅師とその門流』「天桂派下の思想」等。
- (2) 現在退蔵峯陽松庵に秘蔵されている三世得流水が安永六年（一七七七）に序を付して鎮蔵した『辨註』である。『永平正法眼蔵菟書大成』十六に所収された『辨註』がこれである。
- (3) 拙稿『正法眼蔵辨註』に就いて「『永平正法眼蔵菟書大成』十六「解題一」七四〇—七六七頁）。
- (4) 天桂の真本は現在大阪府池田市退蔵峯陽松庵に所蔵されている。天桂の加筆校正の著しい原本であり、竜水の真本は註(2)と同じものであり、玄端下の改訂本は、現在駒沢大学図書館に所蔵されている寛政三年（一七九一）に鉄面両眉（天桂下四世）が退蔵峯室中本に拠って謄写して福祥寺室中に備えた

ものをいい、「那一宝稿本」は、現在岸沢文庫に所蔵される老卵によって『那一宝』撰述の底本として用いられたものである。

- (5) 『永平正法眼蔵菟書大成』十六に於いては竜水の真本全文が掲載され、原坦山等書写本および版本等が校合されている。
- (6) 永久岳水著『正法眼蔵註解新集』に、「辨註凡例」が和訳で紹介されて夙に識者の注目する所となっていた。

三

『辨註』より『那一宝』への推移を見極める上には退蔵峯二世直指玄端門下による改訂の『辨註』について検討する必要がある。この『辨註』を検する時、他のものとの著しい相違⁽¹⁾を見出すのである。それは内容の削除、或は文字の校訂という程のものではなく、原典を踏まえながら積極的に改められているのである。これを『那一宝』と比較する時、実に近似していることに気付くのである。その近似点は大略次の三点に約して見ることができると思う。

- (一) 『正法眼蔵』の編輯形式が粗ぼ同じ標準に立っていることである。⁽²⁾

- (二) 『辨註』と『那一宝』⁽³⁾とでは注解の付け方、即ちその構成が異なるのであるが、それにも拘わらず『正法眼蔵』本文の段落の区切り方が殆ど一致していることである。

(三) 註解の内容を検する時、『那一宝』は殆どこの『辨註』の継承或はその抜抄であると云って差し仕えない程のものである。

以上三点の近似点は両者の親密性を強く示していると思ふ。従つてこの『辨註』から見て『那一宝』の特徴を問うとするならば、「那一宝序」と『正法眼蔵』に対する凡説としての「那一宝」と各篇の注解の冒頭につけられている総説としての「那一宝」、および『辨註』に注解なき巻に付された簡単な注解としての「那一宝」等の部分に比較的老卵独自の思想的立場が開陳されているのみで、他の部分には特質はないと云わなければならない。然しその些少の特質とても必ずしも独自のものとは云いきれない。例へば、序の中に云われる異本涉獵の事も老卵において始めて行なわれたことではなく、派祖天桂以来の研究態度であり、その累積の上に『那一宝』も存在しているに過ぎないからである。また天桂の主張が『那一宝』において改変されたと云われる『正法眼蔵』の篇題は宗祖自撰、編輯は懷舛」とする主張すらも、『那一宝』独自のものではなく、改訂本の「辨註凡例」の主張そのままなのである。⁽⁴⁾更に『那一宝』の『正法眼蔵抄』に対する感心傾斜についても『那一宝』独自のものではなく先の「辨註凡例」が天桂に托して批判的に強張する所であり、またその注解中に引証とする所のものである。只「授記」巻の総説

としての「那一宝」のみは、老卵独自の労作として特筆されてよいと思う。

このように見て来ると注解である『那一宝』の独自性は極めて少なく、従来『那一宝』に付着された『辨註』からの変容の諸特徴は『那一宝』以前の改訂本『辨註』に付さるべき諸特徴であったことが明らかになって来るのである。

〔註〕

(1) この『辨註』の書誌的面については『永平正法眼蔵蒐書大成』第十五の「解題」に於いて、已に概説したので参照されたい。

(2) 一般に『辨註』の編輯は、天桂自身が編んだと思われる本輯六十二篇、拾遺十六篇と、弟子玄端の追加した別輯十七篇の合計九十五篇であるが、『那一宝』は、本輯六十、拾遺二十一、別輯十五の合計九十六巻で、両者の間には巻数、列次および編輯方針等、可成りの異同を見るのである。然るに改訂本『辨註』の編輯は、本輯六十、拾遺二十、別輯十六の合計九十六巻であつて、『那一宝』の編輯に近似し、また「嗣書」「面授」の両巻を「授記」の付録とする版本系『辨註』と異なり、列次に相違はあるが、共に拾遺の頭初に輯録している所は、両者同じ基準に立っている。但し、『那一宝』が拾遺および別輯に於いて「大悟」、「梅華」両巻の配列を特に変更している点は独自の主張である。

(3) 『辨註』の構成は、どの系統のものも注解を『正法眼蔵』本

文の区切りの後に付しているが、『那一宝』は本文と注解とを全く別に編輯し、符合によって両者の該当箇所を明らかにしている点。

(4)『永平正法眼蔵蒐書大成』十五「永平正法眼蔵辨註凡例」(七一五頁)。

四

次に、改竄が加えられた『辨註』と『那一宝』との関わりを書誌的に立証するものが「那一宝稿本」(『辨註』)の存在である。これは早に所蔵者によって「標題は辨註に相違なきも、其の実は老卵禅師が本文を校訂し辨註を改竄せられしはば那一宝の原稿」であると紹介されている。⁽¹⁾ここでは「那一宝稿本」の特徴について幾つかの項目を上げて述べているが、老卵の校訂・改竄の全貌を明らかにしてはいない。然し、この本を校合することを得て明確になったことは、この『辨註』が、老卵に校訂・改竄の全責任を負わすべきものではなく、先の「玄端門下の改訂本」とほぼ同一の『辨註』⁽²⁾を用いて『那一宝』述作の原稿としたものであると云うことである。従って、この稿本の存在によって、この系統の『辨註』が『那一宝』の成立に欠くことのできないものであったことが明瞭にされたのである。そこで、この系統本(稿本および駒沢大学所蔵の福祥寺本)の成立事情を検尋する必要がある。

生じて来たのである。幸い駒大本には「凡例」が改訂者によって付けられ、『辨註』の推移を詳しく叙述しているのので、これを窺うことにしたい。

随流老人一日在浪北退蔵峰靈桶塔下、謂予曰、正法眼蔵辨註於流通事、先師師老和尚臨滅尚有諄々顧命。不肖等鏤骨銘肝寤寐不忘。然而故而不果。因循乎過也三十年如一日。一命罪無地于容矣。抑先師末後校訂雖得稍全。草本全部每篇雖黃点竄不止一二。若詳略若出入。不復得之訣者。則分疏不下而叵適從也。吾曹二三侍者預先師面命口授。然而吾儕老矣。不復得幹蠱。子也代吾事。于考閱。予以無似。固辭。老人拭淚數語。以如來聖教迦葉於結集。而阿難於副式之誠。所以唯々而就命矣。師又云。靈桶祖每言。大凡著書校合。古人謂如菩提席上塵。突然哉。吾子於考閱竭力於其間。莫忽諸是正遂故。淨寫竣功以鎮。收于蔵峯室內。護法有靈。流通時到同門勦力謀焉。此於祖翁於老衲。孝順心之第一也。洎于乃時。凡例件々事。使後進先知。此書較概。便于昭覽。余也比來承之于祖山。一住十霜華每禪余不積。卷。黽勉從事于此。較正反復三次瞻寫而得寢潰。功于成矣。(辨註凡例)⁽³⁾

これは靈桶派々祖天桂の門人、随流老人が、『辨註』の撰述されてより以来三十年間、その校訂と流通との意志を師より受け継ぎながら、故あって果し得なかったことを慚愧し、その徒にこの事を継承し実現することを託し、十年の星霜の

後（明和・安永の頃へ一七七〇年前後V）功を遂げた事情を記録している。ここに云う随流老人とは、退蔵峯二世直指玄端であるから、この改訂者は、その門下であって『那一宝』につながる者、即ち玄端と老卯とを結ぶ線上の人物と云うことになり、これには当然老卯の師無郭鉄文が推定されるのである。然し、これをかく断定することは差し控えるとして、兎も角もこの『辨註』が無郭を含む玄端門下の人師によって確かに校訂されたのであり、且つまた、その内容を検する時、その改竄は著しく、特に天桂に於いて「正法眼蔵を知見せざる人の語脈」と云われて忌避された『正法眼蔵抄』（影室抄）について、「凡例」では「抄意亦欠ニ生機……莫益ニ于辨道。」と記しながらも、この『影室抄』を可成の箇処に引用し、且つ天桂の主張との調和を試みているのである。(5)従ってこの本は、天桂派下二乃至三世における宗学上の難題解決の、苦悩に充ちた研究の一大成果であったのである。老卯が『那一宝』の述作に当って用いた稿本も、かかる試練を経た『辨註』の系列に属するものであったのである。

〔註〕

(1) 岸沢惟安「正法眼蔵那一宝および稿本につきて」(駒沢大学仏教学会年報)第七卷之一八一六—二六頁V)。

(2) 駒沢大学図書館所蔵の福祥寺本『辨註』とこの稿本『辨註』との相異は、後者が「凡例」と「膠柱」と「調絃」と「後

『正法眼蔵那一宝』成立考(小坂)

題」とを欠くことであるが、本文の結構・内容には略ぼ違はない。

(3) 『永平正法眼蔵蒐書大成』十五(七一—三頁)。

(4) 随流老人については、派内に於いては自明のことであると思うが、一般には必ずしも明瞭ではない。そこで『退蔵始祖天桂和尚年譜』(玄端等輯)の刊行の跋文に「随流老人。嘗繕写靈桶祖之年譜。而蔵陳櫃也久矣。云云」とあること、或は駒大所蔵の福祥寺本『辨註』の後題に天桂下三世恒山画竜が、「辨註の別輯は随流老師の重拾し附録する所」と述べていること、および陽松庵十世大麗錦宗の『無偶祭語録』(続曹洞宗全書語録)のうち陽松庵晋住後の法語に「二世随流和尚忌辰」とあること等から推した上で、随流老人は『辨註』の「膠柱」を書き、「別輯」を編み、「年譜」を輯めた退蔵峯陽松庵二世直指玄端であることを窺い知るのである。

(5) 「優曇華辨註」は「属者一覽 千古此人、篇假字鈔題曰影室。洞門中古代者、経論端緒無味耳食。未嘗知見正法眼蔵一人之語脈也。其意句浮浅、而違却古仏本旨矣。具一隻眼的一見、觀破。不足視其完本者也。」と述べて『影室抄』を一蹴しているが、改訂本『辨註』は、祖翁が必ずしも容認しなかったことを附言しながらも、この評言を全面的に削除して両者の関係を緩和している。

五

かくして、従来『那一宝』が版本系『辨註』に対して上げ

られた変容の数々は、殆どにの改訂本『辨註』が保持する内容であって、『那一宝』に於いて始めて主張された事柄ではなかったことが明らかにされたのである。然し、それでは、かかる『辨註』に全く依拠した老卵が何故祖翁の宿願に報いて、これを「辨註」の名に於いて刊行せず、自己の述作『那一宝』として刊行したのであろうか。この疑問に対して両つの事柄が考えられる。つまり、老卵が「那一宝」とすることによって功を自己に帰したのではなく、稿本系『辨註』の成立流布に老卵自身が深く関わっていたのではないかという推測と、この『辨註』成立の周辺に天桂門下の間に複雑な確執が存したのではないかという推察とである。稿本『辨註』の「授記」篇に老卵は、

余前謄_レ写_レ退峰祖翁之辨註全部_ヲ而蔵_ニ入_ル於退峰_ニ。其後有_レ拒者_ノ灰_ス焉。故_ニ免出_ニ那一宝_ヲ。因_テ辨註_ニ解_メ以減_ニ些子_ヲ添_ニ些子_ヲ。⁽¹⁾

と書き入れている。これは老卵が以前退峰祖翁の『辨註』全部を謄写して退蔵峰に蔵入した。しかし、その後、之を拒む者があって焼いてしまったので『那一宝』を撰述せざるを得なくなり、『辨註』に因りながら、些子を減じ些子を添えて注解を製したというものである。この内容は、天桂派下に於いて『辨註』の主張に対する混乱が存したことを窺わしめるものであるが、すでに当時この門派に師説を墨守する立場と疑義を唱える立場とがあったことは指摘されている。⁽²⁾ 老卵が

どの『辨註』を謄写して退峯に納めたかは明らかではないが、多分この稿本系の『辨註』ではなかったであろうか。それ故にこそ、この『辨註』が祖翁の主張から大きく後退したものと見る立場から強い抵抗があつて、このような事態が起つたに違いないと思う。このような状況の中にあつて老卵は、この『辨註』（稿本系）を祖翁天桂の立場をより明確にするものとして主張する一方の旗頭であつたと思われる。かく見る時、老卵がこの『辨註』を退峰に蔵入したと云うことと、玄端が「凡例」の作者（改訂者）に「淨写功を竣へて蔵峰室内に鎮収せよ」と委嘱したと云うこととは強ち別のこととは思えない。ともあれ、この本と老卵とは、師への孝順心以上はその成立過程に関わつていゝことが推測されるのである。然し、派内の対立する立場を考える時、老卵は『辨註』によりつつも、それを名実ともに超える『那一宝』を自己の責任に於いて主張せねばならない位置に立っていたのである。そこに『那一宝』撰述の根本的動機があり、また、同派の周到な研究の成果がこれと一体になつたと云うべきであろう。従つて『那一宝』撰述公刊の大義は、どこまでも道元禅師の甚深微妙の示訓を秘することなく十方に解放し、許多の利益を得せしめることである⁽³⁾としても、随流門下の新しい成果を踏まえた考究改訂の業績としての『辨註』なくしては、刻本に見られる形式と内容とを有つ『那一宝』が成立し

得なかったことは確かであろう。それ故に『那一宝』の諸特徴は、殆ど改訂本『辨註』に帰することにならざるをえないのである。『那一宝』および老卵がその開刻後に受けた処遇は、実に惨憺たるものであったが、この『那一宝』に託して老卵が「承陽不夜の正法眼を尽未来際に耀かさん」とした⁽⁴⁾、高祖および『正法眼蔵』に対する尊崇の至心と、内外の批判に応答した無私の努力とは、『正法眼蔵』参究史上、不滅の事蹟として千古に伝承さるべきものであると思う。少しく『那一宝』成立の周辺を考究して、老卵の立場を辨証するものである。

〔註〕

- (1) 稿本『辨註』第八、三丁表。これについては、夙に岸沢惟安「正法眼蔵那一宝および稿本について」(駒沢大学仏教学会年報第七卷之二、二〇頁)に紹介されている。
- (2) 鏡島元隆著『道元禅師とその門流』「天桂派下の思想」参照。
- (3) 『那一宝』第二十二「跋文」(『永平正法眼蔵蒐書大成』十六、七二六頁)。
- (4) 『那一宝』第一「序」(前掲書三頁)。